



## 第10章 番号情報データベース

### (番号情報データベース登録)

第 29 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により契約者の番号情報（「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 4 号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）に遵い、電話帳掲載又は番号案内に必要な範囲で当社が別に定めるものに限り、以下同じとします。）の登録（新規登録、登録内容の変更又は削除を含みます。以下この条において同じとします。）を行います。

ただし、協定事業者は、電気通信回線設備による接続又は磁気媒体に代えて、書面により、契約者の番号情報の登録を請求することができます。

(1) 協定事業者は、契約者に対し、電話帳への掲載及び番号の案内を省略するかどうかを選択可能とすること（この場合において、協定事業者は、契約者に対し、番号の案内のみを行うかどうかを選択可能とすることができます。）。

(2) 協定事業者は、契約者が電話帳への掲載及び番号の案内の省略を選択した場合には、当社の番号情報データベースへの登録を請求しないこと。

(3) 協定事業者は、契約者が番号の案内のみを行うことを選択した場合には、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースへの登録を請求すること。

(4) 協定事業者は、その契約者から契約者の番号情報を登録するよう請求された場合は、当社の番号情報データベースに遅滞なく登録を請求すること。

(5) その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

2 番号情報データベース登録事業者は、当社に対して、番号情報データベース利用事業者が「個人情報保護ガイドライン等」に違反していることを証する書面を提出して、当該利用事業者に対する自社の契約者に係る番号情報の提供を停止するよう請求することができます。ただし、次条第 2 項に規定する番号情報の提供停止に関して番号情報データベース利用事業者から苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、番号情報データベース登録事業者の責任により対応するものとします。

### (番号情報データベース利用)

第 29 条の 2 当社は、協定事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により提供します。

(1) 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合（番号情報データベース接続機能第 2 欄イ欄を利用する場合に限ります。）には、協定事業者のデータベース（電気的なデータベース以外のデータベースを含みます。）を遅滞なく修正すること。

(2) 番号情報データベース登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと（逆検索機能（契約者の氏名又は名称（契約者回線の終端のある場所等を指定する場合を含みます。以下この条において同じとします。）を指定して契約者回線番号等を検索する以外の検索機能をいいます。）及びダウンロード機能（具体的な契約者の氏名又は名称を指定することなく契約者回線番号等を抽出することをいいます。）を利用できないよう技術的に必要な措置が講じられていること等を含みます。）。

(3) 協定事業者が、自ら（他者に業務を委託する場合を含みます。）電話帳掲載又は番号案内を行う目的のた

めだけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。

(4) 前条第1項第3号により、契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは、協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。

(5) その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

2 前条第2項の請求があった場合には、当社は、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番号情報の提供を停止するよう請求された番号情報データベース利用事業者に通知して、前条第2項の請求を行った協定事業者の契約者に係る番号情報の提供を停止します。

(番号情報データベースに係る守秘義務)

第30条 当社及び協定事業者は番号情報データベースについて、第28条（準用）の規定にかかわらず、番号情報データベース登録事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）に番号情報データベース利用事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに収容された番号情報を利用する事業者を含み、かつ、接続申込者を含みます。以下本条において同じとします。）名等を、番号情報データベース利用事業者に番号情報データベース登録事業者名等を通知する場合があります。

(番号情報データベースに係る手続費の遡及適用)

第31条 当社は、料金表第2表（工事費、手続費及びその他の費用）に規定する番号情報データベース登録手続費について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

(番号情報データベースに係る責任の制限)

第32条 番号情報データベースに登録された番号情報の誤謬又は番号情報の不正利用によって、協定事業者に損害が生じた場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由がない限り、第28条（準用）の規定にかかわらず、協定事業者に対する責任を負わないものとします。

(番号情報データベースに係る利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応)

第33条 番号情報の登録又は利用にあたって契約者から苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、第28条（準用）の規定にかかわらず、番号情報データベース登録事業者又は番号情報データベース利用事業者がその責任により対応するものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(5) (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 番号情報データベース登録機能	番号情報データベース登録機能に係る料金については、当社は2（料金額）2-5第1欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。

に係る料金の適用	<p>ア 協定事業者が番号情報データベース登録機能を利用するため、契約者の番号情報を登録するごとに、協定事業者がその支払いを要するものとします。</p> <p>イ 当社は、2（料金額）2-5第1欄に掲げる1番号ごとの料金額に、登録された番号情報数を乗じて得た額を請求します。</p>
(7) 番号情報データベース利用機能に係る料金の適用	<p>番号情報データベース利用機能に係る料金については、当社は2（料金額）2-5第2欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が番号情報データベース利用機能を利用するため、番号情報データベースに登録された番号情報を利用するごとに、協定事業者がその支払いを要するものとします。</p> <p>イ 当社は、2（料金額）2-5第2欄に掲げる1番号ごとの料金額に、利用された番号情報数（番号情報の利用用途（電話帳掲載又は番号案内に限ります。ただし、自ら利用する場合と他者から業務を受託する場合は区別して取り扱います。）ごとに計算します。）を乗じて得た額を請求します。</p> <p>ウ 協定事業者が指定した日に番号情報データベースに登録された番号情報を利用する場合は、当社は2（料金額）2-5第2欄イ欄に掲げる料金額に限り適用します。</p>

2 料金額

2-1～2-4 (略)

2-5 番号情報データベース接続機能

区分		単位	料金額	備考	
(1) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	8.40円	番号情報データベース登録事業者に適用します。	
(2) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	5.88円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	8.49円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

第2表 工事費、手続費及びその他の費用

第2 手続費の額

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	備考
(1)~(3) (略)	(略)	(略)

第3 その他の費用

2 その他の費用の額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	1ポートごとに月額	87円

別表1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備考
削除		
光信号局内区間伝送機能	光信号局内伝送路により伝送を行う機能	
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款に規定するIP通信網内に設置された仮想接続点相互間の相互接続通信をIP通信網県間区間伝送路により伝送する機能	
中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	
上記以外の機能	この料金表に定める上記以外の接続機能	

第2表 工事費、手続費及びその他の費用

第2 手続費の額

2-2 2-1以外の手続費

区分	単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録手数料	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ごとに1番号あたり	818円

第3 その他の費用

2 その他の費用の額

区分	単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	1ポートごとに月額	46円

別表1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備考
削除		
光信号局内区間伝送機能	光信号局内伝送路により伝送を行う機能	
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款に規定するIP通信網内に設置された仮想接続点相互間の相互接続通信をIP通信網県間区間伝送路により伝送する機能	
中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	
番号情報データベース登録に係る総桁数相違番号収容機能	当社の番号情報データベースへの登録に係る契約者回線番号等について、その一部（番号規則別表第1号から第8号、第10号及び第11号に規定する電気通信番号のうち最初のハイフンより前に位置する部分をいいます。）及びハイフン位置の組み合わせが同一であって総桁数が異なるものを番号情報データベースに収容する機能	
上記以外の機能	この料金表に定める上記以外の接続機能	

附則（令和8年3月27日相制第155500000822号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この任意約款の改正規定の実施の際現に締結している接続協定については、令和8年4月1日時点の接続約款の規定にかかわらず、この任意約款の改正規定実施の日から任意協定の変更協定を締結するまでの間、本改正規定に基づいて締結しているものとみなします。